

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	令和2年1月28日（火）午前8時57分～午前9時28分
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、指導担当参事、議会事務局長、会計管理者  欠席者：なし
議 題	1 令和2年第1回市議会定例会提出議案について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：提案のとおり提出議案として決定する。 議題2：第1回市議会定例会の招集期日は、2月27日（木）である。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題1 令和2年第1回市議会定例会提出議案について (1) 令和2年度武蔵村山市一般会計予算 (財政担当部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。 なお、現時点での歳入歳出の総額は29,154,492千円で、前年度比2.3%増である。歳入の不足分については、市税が当初より多く見込めたこと、地方消費税交付金が消費税率の引き上げに伴い、当初より多く見込めたこと、また、財政調整基金からの繰入額の調整により解消することができた。今後は端数整理等を行い、数値の確定に努める。 (結 論) 提出議案として決定する。  (2) 令和2年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計予算 (市民部長説明) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、本案を提出する。 内容等については、現在精査中である。 (結 論)

	<p>提出議案として決定する。</p> <p>(3) 令和２年度武蔵村山市介護保険特別会計予算  (高齢・障害担当部長説明)  地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第１項の規定により、本案を提出する。  内容等については、現在精査中である。  (結 論)  提出議案として決定する。</p> <p>(4) 令和２年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計予算  (都市整備部長説明)  地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第１項の規定により、本案を提出する。  内容等については、現在精査中である。  (結 論)  提出議案として決定する。</p> <p>(5) 令和２年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計予算  (市民部長説明)  地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１１条第１項の規定により、本案を提出する。  内容等については、現在精査中である。  (結 論)  提出議案として決定する。</p> <p>(6) 令和２年度武蔵村山市下水道事業会計予算  (建設管理担当部長説明)  地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２４条第２項及び地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第８条の規定により、本案を提出する。  内容等については、現在精査中である。  (結 論)  提出議案として決定する。</p> <p>(7) 武蔵村山市長期総合計画審議会条例の一部を改正する条例  (企画財務部長説明)  武蔵村山市の行政組織の見直しに伴い、規定を整備する必要がある。</p>
--	---

あるので、本案を提出する。

概要については、第6条中「企画財務部企画政策課」を「企画財政部企画政策課」に改めるものである。

施行期日については、令和2年4月1日からとする。

なお、武蔵村山市行政改革推進委員会条例及び武蔵村山市子ども・子育て会議条例の一部改正についても、本条例と同様の組織改正に伴う部課の名称変更のため、整理条例とする予定である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(8) 武蔵村山市行政改革推進委員会条例の一部を改正する条例  
(企画財務部長説明)

武蔵村山市の行政組織の見直しに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、第6条中「企画財務部企画政策課」を「企画財政部行政経営課」に改めるものである。

施行期日については、令和2年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(9) 武蔵村山市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例  
(子ども家庭担当部長説明)

武蔵村山市の行政組織の見直しに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、第7条中「健康福祉部子ども育成課」を「子ども家庭部子ども青少年課」に改めるものである。

施行期日については、令和2年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(10) 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について  
(総務部長説明)

東京都市町村公平委員会から福生病院組合を脱退させる必要があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本案を提出する。

概要については、福生病院組合より、令和2年4月1日をもって地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する企業

団へ移行することに伴い、東京都市町村公平委員会から脱退したい旨の申請があったため、規約を変更するものである。

施行期日については、東京都知事へ届出の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(11) 武蔵村山市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例

(子ども家庭担当部長説明)

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要については、保育の必要性の認定に係る規定については、保護者の労働時間の下限時間を除き、当該規則に準じているところであるが、当該規則の改正に伴い、条が繰り下がったため、本条例で引用する第3条第2号中、「第1条」を「第1条の5」に改めるものである。

施行期日については、公布の日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(12) 武蔵村山市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例  
(市民部長説明)

国民健康保険税の税率等を改定する必要があるので、本案を提出する。

税率等の改定については、国民健康保険運営協議会に諮問し、現在協議中であるため、未定である。

施行期日については、令和2年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(13) 武蔵村山市介護保険条例の一部を改正する条例  
(高齢・障害担当部長説明)

令和2年度における介護保険の保険料率の特例について改め、併せて規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

概要について、1点目は令和2年度における低所得者（第1段階から第3段階まで）の保険料率を引き下げるものである。2点目は改元に伴う規定の整備を行うものである。

施行期日については、規則で定める日からとする。

なお、施行期日を規則に委任する理由は、条例改正の根拠となる介護保険法施行令の一部改正政令の公布が年度末となる見込みであることによるものである。

(質 疑)

○ 専決はできないのか。

● 専決も可能であるが、本条例については去年の3月議会の際にも、あらかじめ改正内容を決定し、施行期日を規則に委任していたため、今回も同様の方法を取ることにした。

(結 論)

提出議案として決定する。

(14) 立川都市計画事業武蔵村山都市核土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する規程

(都市整備部長説明)

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第八十三号）の施行による土地地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の改正に伴い、清算金の分割徴収及び分割交付に係る規定を改める必要があるため、本案を提出する。

概要については、規程第25条第4項中「年6パーセント」を「法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率」とするものである。

施行期日については、令和2年4月1日からとする。

(結 論)

提出議案として決定する。

(15) 武蔵村山市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(都市整備部長説明)

新たに立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第四地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるとともに、立川都市計画地区計画都市核地区地区計画の区域内における建築物に関する制限を改める必要があるため、本案を提出する。

概要については、立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第四地区地区計画の都市計画決定に伴い、地区整備計画の内容として定められた建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度等に関する制限について、建築基準法（昭和25年法

律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき条例で定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図る。

また、同都市核地区地区計画の都市計画変更に伴い改められた建築物の敷地面積の最低限度に関する制限内容との整合を図るため、一定条件の保留地について当該制限の適用除外とするものである。

施行期日については、公布の日からとする。

なお、立川都市計画地区計画新青梅街道沿道第四地区地区計画及び立川都市計画地区計画都市核地区地区計画の告示は、令和2年2月上旬頃を予定している。

(結 論)

提出議案として決定する。

(16) 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について  
(総務部長説明)

福生病院組合の名称を改めるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により、本案を提出する。

概要については、福生病院組合が、令和2年4月1日をもって地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に規定する企業団へ移行することに伴い、名称を福生病院企業団に改める必要があるため、規約を変更するものである。

施行期日については、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(17) 東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について  
(総務部長説明)

福生病院組合の名称を改めるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により、本案を提出する。

概要については、福生病院組合が、令和2年4月1日をもって地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に規定する企業団へ移行することに伴い、名称を福生病院企業団に改める必要があるため、規約を変更するものである。

施行期日については、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(結 論)

提出議案として決定する。

(18) 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本案を提出する。

概要については、2年ごとに改定される後期高齢者医療制度の保険料については、保険料の急激な上昇を抑えるため、その軽減に係る経費を、区市町村の一般財源から分賦金（審査支払手数料及び保険料未収金補填分等）として支弁しているが、令和2年度及び3年度の保険料率改定に際しても、従前と同様の措置を継続するものである。

施行期日については、令和2年4月1日からとする。

なお、後期高齢者医療保険料改定については、令和2年1月30日東京都後期高齢者医療広域連合議会定例会で審議されるが、令和2年度及び3年度の改定案は、均等割額が43,300円から44,100円（800円、1.8%の増）に、所得割率が8.80%から8.72%（0.08ポイント、0.9%の減）に予定されている。

(結 論)

提出議案として決定する。

(19) 令和元年度武蔵村山市一般会計補正予算（第6号）

(財政担当部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(20) 令和元年度武蔵村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

(市民部長説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

(結 論)

提出議案として決定する。

(21) 令和元年度武蔵村山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

(建設管理担当部長説明)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(22) 令和元年度武蔵村山市介護保険特別会計補正予算（第２号）

（高齢・障害担当部長提出）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(23) 令和元年度武蔵村山市都市核地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）

（都市整備部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

提出議案として決定する。

(24) 令和元年度武蔵村山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

（市民部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。

（結 論）

庁議に付するものとする。

#### 【追加予定】

(1) 令和元年度武蔵村山市一般会計補正予算（第７号）

（財政担当部長説明）

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１８条第１項の規定により、本案を提出する。

内容等については、現在精査中である。予定している内容については、市町村総合交付金及び税連動交付金等の確定に伴う補正

についてである。なお、議会最終日の追加予定とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

- (2) 立川都市計画事業武蔵村山都市核土地地区画整理事業に関する業務委託契約の一部変更について

(総務部長説明)

立川都市計画事業武蔵村山都市核土地地区画整理事業に関する業務委託契約の契約金額を変更する必要があるので、本案を提出する。

概要については、契約金額の変更で、「12,780,767,000 円」を「14,890,166,000 円」に変更するものであり、請負者は公益財団法人東京都都市づくり公社である。なお、議会最終日の追加予定とする。

(結 論)

提出議案として決定する。

【諮問事項／追加予定】

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(企画財務部長説明)

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、本案を提出する。

概要については、令和2年9月30日をもって任期満了となるため、後任の委員の候補者を議会の意見を聞いて法務大臣に推薦するものである。

人権擁護委員の任期については、令和2年10月1日から令和5年9月30日までである。

本案は追加予定で、市町村長が候補者を法務大臣に推薦する時期は、任期満了の6か月前としている。

なお、人権擁護委員の原田美智子氏の任期満了によるものである。

(結 論)

諮問事項として決定する。

議題2 その他

令和2年第1回市議会定例会の招集期日について

令和2年第1回市議会定例会の招集期日は2月27日（木）である。

会議録の開示  
・非開示の別

開 示

一部開示（根拠法令等： )

	<input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： )
--	---------------------------------------

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本工業規格A列4番）